

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月23日
世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業運営業務委託

(2) 目的

不登校傾向及び不登校の児童・生徒を対象に、タブレット型情報端末等を利用したオンライン（メタバース環境）による支援を実施する。

対象とする児童・生徒については、安心して過ごせる居場所を望むもの、進路実現に向けた学習の遅れを取り戻すための学習支援を望むもの、在籍校への復帰やほっとスクール等の直接的な支援の利用を目指し集団生活への適応を望むものなど、そのニーズは様々であることから、当該事業については、個別相談支援、学習支援、居場所機能、直接的な支援へのつなぎなどの支援機能を持ち、多様な選択肢のもと、利用する児童・生徒一人一人に応じた支援を行っていく。

(3) 対象者

- ①世田谷区在住で小・中学校在籍の不登校傾向及び不登校の児童・生徒
- ②その他、区長が認めた者

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約については令和8年度予算配当を条件とする。

※令和9年度及び令和10年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

2 応募資格

参加表明書を提出する時点で法人格を有し、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書（原本）

②税務署が発行する納税証明書（原本）（「法人税」及び「消費税及び地方消費

税」)

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（原本）
(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

④財務諸表（直近1年間分）

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 「オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業運営業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長 世田谷区 教育委員会事務局 教育総合センター長 宇都宮 聰

委員 世田谷区 教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課長
竹内 明彦

委員 世田谷区 教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課
指導主事 森本 真由美

3 審査基準

本公募では主に以下の点について審査を行う。

- (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。
- ①不登校児童・生徒支援に関する基本的な考え方は世田谷区・都・国の施策を踏まえたものか
 - ②本業務の趣旨を踏まえた取組み方針であるか
 - ③履行日数・時間の計画は適切であるか
 - ④業務の運営体制は適切であるか
 - ⑤職員の採用方法・採用基準、研修内容等は適切であるか
 - ⑥倫理綱領の内容、確認体制は確保されているか
 - ⑦児童・生徒の在席校等の関係機関との連携・協力体制づくりへの考え方、取組みの提案内容は適切であるか
 - ⑧個別相談支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑨学習支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であり、学習指導要領を踏まえたものであるか
 - ⑩居場所支援の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑪体験プログラム等の実施にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑫保護者支援にあたっての考え方、取組みの提案内容は具体的であるか
 - ⑬参加者への利用促進にあたっての取組みや未利用者への利用促進にあたっての取組みの提案内容は適切であるか

⑭卒業・進学に向けた支援にあたっての考え方、取組みの提案内容は適切であるか

(2) 上記(1)の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

①国又は自治体における不登校児童・生徒支援に関する事業等の実績は、良好かつ本業務を実施するに十分であるか

②特にアピールしたい特徴として記載された内容は特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか

③経費見積りの金額及び内容が妥当なものであり、委託業務概要の内容・回数・数量に応じて、内訳がわかるように作成されているか。また区の予算額を超えていないか

④安定的に事業を運営できる財務状況であるか

⑤プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

4 実施説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）午後5時まで、区ホームページ（世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報>「「令和8年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業運営業務委託」の公募型プロポーザルの実施」）からダウンロード可能。

5 スケジュール

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	12月23日（火）	
説明書の交付	12月23日（火）～ 1月13日（火）	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	1月13日（火）午後5時	持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
プロポーザル招請通知	1月15日（木）	参加資格を満たしている事業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送付する。 参加資格を満たしていない事業者へ、非招請通知を電子メールで送付する。
質問書の提出期限	1月19日（月）午後5時	電子メールで提出する。 質問内容及び回答は、全事業者へメールで送付する。
質問書への回答	1月22日（木）	
提案書の提出期限	2月2日（月）午後5時	持参に限る。
第一次審査	2月9日（月）～ 2月12日（木）	
第一次審査結果通知	2月13日（金）	結果通知は、全事業者へ電子メールを送信する。
第二次審査	2月24日（火）～ 2月26日（木）	
第二次審査結果通知	2月27日（金）	結果通知は、全事業者へ電子メールを送信する。

契約締結	4月予定	事業開始は4月予定
------	------	-----------

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
免除とする。
- (3) 契約書作成の要否
審査により選定された事業者と提案内容を基に随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
下記の本件担当部課に同じ。
- (5) 関係機関への取材制限
「(4) 関連情報を入手するための照会窓口」以外への本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。
- (6) 費用の負担
本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等一切の費用は応募者の負担とする。
- (7) 情報公開
当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (8) 著作権の帰属等
本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。
ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。
なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (9) 書類の修正・虚偽記載
参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は応募者からの申出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は失格とする。
- (10) 追加書類の提出
区が必要と認める場合は追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることができる。
- (11) 事業実施状況の確認
区が必要と認める場合は応募者の事業の実施現場を訪問、確認し説明を求めることがある。
- (12) 当該業務に直接関連するほかの業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (13) その他

詳細は、説明書による。

7 本件担当課

〒154-0023 世田谷区若林5丁目38番1号

教育総合センター1階統合事務室

世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課 担当 佐藤玄

電話：03-6453-1511